604 小規模多機能型居宅介護費

点検項目	点検事項	点検結果		
同一建物居住者外	同一建物に居住する者以外の者に対してサービス実施	□	算定	
同一建物居住者	同一建物に居住する者に対してサービス実施	□	算定	
登録者定員超過又は人員基準欠如		□	該当	
短期利用居宅介護費	利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が必要と認め、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者に対するサービス提供に支障がないと認めた場合	□	該当	
	利用の開始に当たって、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めている	□	該当	
	従業員の員数の基準を満たしている	□	該当	
	サービス提供が過小である場合の減算を算定していない	□	該当	
サービス提供が過小である場合の減算	通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの提供回数について、登録者一人あたりの平均回数が、週４回に満たない場合	□	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	□	該当	
初期加算	登録した日から起算して30日以内（30日を超える病院又は診療所への入院の後にサービスの利用を再び開始した場合も、同様とする。）	□	該当	
認知症加算（Ⅰ）	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上）	□	該当	
認知症加算（Ⅱ）	要介護２であって周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ）	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用（短期利用居宅介護費）が必要であると医師が判断し、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合	□	該当（７日を限度に算定）	
	介護支援専門員、受入事業所の職員と連携をし、利用者又は家族との同意の上、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始	□	該当	
	次のａ～ｃに該当しない ａ　病院又は診療所に入院中の者 ｂ　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 ｃ　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護の利用中の者	□	該当	
	判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、事業所は判断を行った医師名、日付及び留意事項等を介護サービス計画書に記録している	□	該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めている	□	該当	
	担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	□	実施	
	認知症加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定していない	□	該当	
看護職員配置加算（Ⅰ）	常勤専従の看護師を１名以上配置	□	配置	
	定員・人員基準に適合	□	該当	
看護職員配置加算（Ⅱ）	専従の常勤准看護師を１名以上配置	□	配置	
	定員・人員基準に適合	□	該当	
看護職員配置加算（Ⅲ）	看護職員を常勤換算方法で１名以上配置	□	配置	
	定員・人員基準に適合	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
看取り連携体制加算	看護師により24時間連絡できる体制を確保していること	□	該当	
	管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、対応方針の内容を説明し同意を得ている	□	該当	看取り期における対応指針
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	□	該当	
	看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービス提供を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）	□	該当	
	登録者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ている	□	該当	
	事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ている	□	該当	
	利用者等に対する随時の説明に係る同意を口頭で得た場合には、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載している	□	該当	
	利用者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれない場合、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、利用者の状態や家族に対する連絡状況が記載されている	□	該当	
	死亡日を含めて前30日間が上限	□	該当	
	看護職員配置加算（Ⅰ）を算定している	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
訪問体制強化加算	訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者が２名以上	□	配置	
	事業所における延べ訪問回数１月当たり200回以上。ただし、事業所と同一の建物に集合住宅を併設する場合は、登録者の総数のうち、同一建物に居住する者以外の者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、同一建物に居住する者以外の者に対する延べ訪問回数が１月あたり200回以上	□	該当	
総合マネジメント体制強化加算	個別サービス計画について、登録者の心身の状況やその家族等を取り巻く環境の変化を踏まえ、多職種協働により、随時適切に見直しを行っている	□	該当	
	日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加	□	該当	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいて介護支援専門員が行った生活機能アセスメントの実施	□	実施	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供の実施	□	該当	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	□	該当	小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合は再算定可
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際に、介護支援専門員が同行する又は理学療法士等及び介護支援専門員が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメントを実施	□	実施	
	当該医師、理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービスの実施	□	該当	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降３月間	□	該当	3月を超えて算定する場合は、小規模多機能型居宅介護計画を見直す必要あり

点検項目	点検事項	点検結果		
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時および利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを実施	□	実施	
	利用開始時及び利用中６か月毎に当該利用者の口腔の健康状態、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に提供	□	実施	
	本事業所以外で口腔・栄養スクリーニング加算を算定	□	非該当	
	定員・人員基準に適合	□	該当	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している	□	該当	
	必要に応じて計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、厚生労働省に提出した情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	□	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	□	該当	
	従業者（看護師又は、准看護師であるものを除く）総数のうち、介護福祉士の占める割合	□	７割以上	※いずれかに該当すること
	従業者（看護師又は、准看護師であるものを除く）総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合	□	２．５割以上	
	定員、人員基準に適合	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	□	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	□	該当	
	従業者総数のうち、介護福祉士の占める割合	□	５割以上	
	定員、人員基準に適合	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	□	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	□	該当	
	従業者総数のうち、介護福祉士の占める割合	□	４割以上	※いずれかに該当すること
	従業者総数のうち、常勤職員の占める割合	□	６割以上	
	従業者総数のうち、勤続年数７年以上の職員の占める割合	□	３割以上	
	定員、人員基準に適合	□	該当	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	２　介護職員改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	７　次の（１）、（２）、（３）のいずれにも適合	□		
	（１）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	（２）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	（３）経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	□	あり	
	８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	２　介護職員改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書

点検項目	点検事項	点検結果		
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	７　次の（１）、（２）のいずれにも適合	□		
	（１）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	（２）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	２　介護職員改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	７　次の（１）、（２）のいずれかに適合	□		
	（１）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	（２）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（１）賃金改善について次に掲げる（一）～（四）いずれにも適合	□		
	（一）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善の見込額が月額８万円以上または改善後の見込額が年額４４０万円以上	□	該当	
	（二）「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額の平均と比較して高い	□	該当	
	（三）「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他の職種」の見込額の平均の２倍以上	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	（四）「その他の職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らない	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	（５）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを算定	□	該当	
	（６）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（７）処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
	（８）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	□	あり	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	(1)賃金改善について次に掲げる(一)～(四)いずれにも適合	□		
	(一)「経験・技能のある介護職員」のうち1人は賃金改善の見込額が月額8万円以上または改善後の見込額が年額440万円以上	□	該当	
	(二)「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額の平均と比較して高い	□	該当	
	(三)「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他の職種」の見込額の平均の2倍以上	□	該当	
	(四)「その他の職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	（５）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（６）処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
	（７）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	□	あり	